

第3章 基本目標と取組内容

基本目標 1. 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発

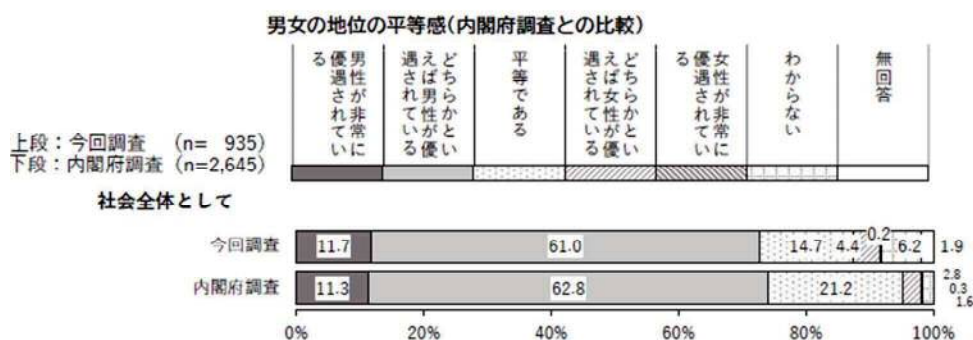
[施策の方向性] (1) 家庭・地域へ向けての取組

誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を發揮しながらあらゆる分野に参画し、均等に責任を担い、しあわせを分かち合うためには、地域・家庭において男女共同参画についての理解を深めることが重要です。

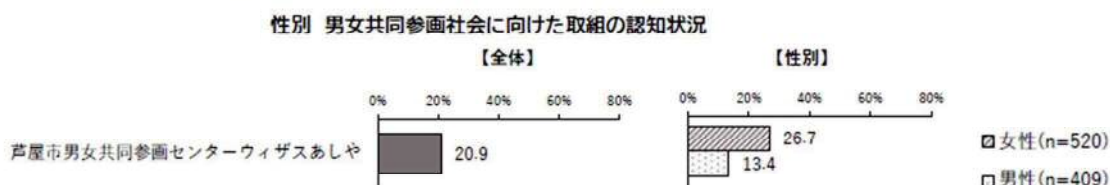
近年の社会情勢として、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、人生100年時代の到来、デジタル社会への対応、頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響等により、社会全体として一層、男女共同参画の取組が必要とされています。

芦屋市の状況をみると、令和3年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、「市民意識調査」という。)では、男女の地位の平等感について、社会全体として「男性が非常に優遇されている(11.7%)」または「どちらかといえば男性が優遇されている(61.0%)」を選択した割合が、合わせて72.7%と大半を占めており、社会で男性が優遇されているという認識が高いことがわかります。

また、平成31年1月より現在の場所に移転し、より設備の充実した「芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや」を「見たり聞いたりしたことがある」割合が20.9%と、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、まだまだ低水準となっています。



資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年



資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年

〔主な取組〕

① 男女共同参画センターを中心とした取組

様々な広報活動を組み合わせ、図書館の貸出しや交流スペース、貸室等の利用を促進していくことで、まずは男女共同参画センター自体の認知度を高めていきます。さらに、引き続き「芦屋市男女共同参画センター通信 ウィザス」の発行をはじめとした周知・啓発を行いつつ、デジタル社会への対応等新たな手法も取り入れ、子育て世代を含めた若年層にアプローチできるよう取り組めます。

また、男女共同参画センターで実施する事業について、若年層を含む幅広い年齢層に向けた事業を充実させ、国、県や包括連携協定等を含めた民間事業者等との連携・協働をすすめます。

なお、男女共同参画に関連する活動を行う登録グループが行う学習、研究、講座の実施等の支援を行います。登録グループで組織する芦屋市男女共同参画団体協議会においては、グループ間の情報交換・交流の支援を行うとともに、毎年協働して開催する「ウィザスあしやフェスタ」を今後も継続していきます。

② 防災・減災への取組

災害は、発生した災害そのものだけでなく、人々の男女共同参画への理解度により、総合的な被害の大きさが変わってきます。例えば、避難所の運営において、授乳室や更衣室の設置、生理用品や下着の配布等、女性の視点を取り入れることで、女性の精神的負担を軽減し、性被害の防止にもつながります。災害から受ける影響は性別、年齢や障がいの有無等、様々な状況によって異なるため、平時から男女共同参画への理解を深めることにより、災害時の困難を最小限にすることが重要です。防災会議の女性委員の割合を上げることをはじめ、引き続き、地域住民、医療関係者等と連携を図りながら、防災分野における女性の参画を進め、災害に備える取組を進めます。

防災訓練等市民向けイベントや、地区防災計画作成支援の場においても、防災・減災のための男女共同参画の視点を継続的に周知・啓発していきます。

〔施策の方向性〕（２）市職員への啓発や学校園等での学習

様々な政策を形成し遂行する立場である職員の意識は非常に重要であり、その意識の高さが、各種施策において男女共同参画がどれくらい浸透するか大きく影響します。全ての職員が男女共同参画の意義を理解し、率先して推進するよう、職員に向けた啓発を積極的に行います。

また、男女共同参画社会を築くために、教育・学習が果たす役割は非常に大きなものです。教育・保育関係者が、固定的な性別による考え方にとらわれず、子どもたち一人ひとりを尊重できなければなりません。子どもたちが自分らしく、自由に将来の夢や希望を持ち、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導ができるよう、教育委員会等と連携を密にし、男女共同参画に関する情報を積極的に共有します。そして、学校教育等において、性別にかかわらず多様な生き方を選択できることと、その大切さについて、継続して学習機会を提供していきます。

〔主な取組〕

① 市職員の意識醸成 **重点取組**

様々な男女共同参画の視点を持った取組の担い手である各所管課の職員の意識を向上させるため、職務における基本的事項を習得する機会である新任職員研修や、その他の職員向け研修や啓発において、その重要性の浸透を図っていきます。

また、その後の節目である、係長や課長等、役割が変わり昇任するタイミングにおいても、機会をとらえて、積極的な男女共同参画についての啓発を行っていくことで、全ての職員が性別に関係なく自身の能力を発揮するとともに、積極的に市民へ向けて男女共同参画に関する支援や啓発ができるような環境整備に努めます。

② 多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供

子どもたちが自己を形成していく過程である学校教育等の場において、男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さの理解を深められるよう、男女共同参画の重要性についての学習機会を確保します。さらに、男女共同参画週間や、「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会をとらえた教育委員会等との情報共有、子どもたちへの情報発信を行っていきます。

基本目標 2. 安心して生活できる環境の整備

〔施策の方向性〕(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進

全ての人が生涯にわたって、心身ともに健康で充実した生活を送るため、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。

近年は、晩婚化等による初産年齢の上昇、不妊治療を希望する男女の増加、そのための経済的負担の軽減や仕事との両立支援が求められており、新型コロナウイルス感染症の拡大の中における妊娠・出産といった女性の心身についての不安も課題となっています。

市民意識調査では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」という言葉が「見たり聞いたりしたことがある」割合は、男女ともに5%未満と極めて低く、まだまだ認知されていない状況です。

心身及びその健康については、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手していくことが重要であるため、市民それぞれが、自身の健康管理とライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、情報提供や支援が必要です。

〔主な取組〕

① 年齢に応じた性教育の充実

デジタル社会への対応が求められる現代においては、SNS等における性被害が問題になるなど、これまで以上に時代に沿った対応が求められています。

したがって、これまでの性教育に加え、自分自身が加害者にも被害者にもならないように、学校教育等において時代の変化に対応した性教育に取り組みます。

また、急速に変化する社会においては、性教育が求められる分野の変化も早いため、学校教育だけでなく、大人への周知・啓発の重要性も増してきます。各年齢層に合った情報発信の手段を検討し、実行していきます。

② ライフステージに応じた健康づくり

性別・年代によって、心身の状態は大きく異なるため、自身の身体はもとより、男女が互いの身体に対して正しい情報と理解を持ち、思いやりのあるライフプラン設計ができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の概念を周知し、的確な保健・医療に関する情報発信に努めます。

さらには、人生100年時代といわれるなか、健康寿命を延ばし、人生において更なる活躍が可能となるよう更年期前後からの健康支援の重要性も高まっているため、より幅広い年代に対して必要な情報が届くよう取組を進めるとともに、各種の健康診査、健康相談の実施等、生涯にわたる健康支援対策を行います。

③ 悩み相談事業

根強く残る固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアスに基づく女性に特有の悩みへ、継続してきめ細やかな対応が求められています。また、近年の新型コロナウイルス感染症の流行により、女性の家事・育児負担の増加をはじめ、高齢者、シングルマザー、非正規雇用者等の弱い立場の人々が窮地に追い込まれないよう、困難を抱える女性を含めた

個人への支援の必要性が高まっているため、相談事業を継続的に実施し、秘密厳守で安心・安全に相談が可能であることを多様な方法で周知し、他の機関や支援につなげるなど、ご本人に寄り添う取組を続けていきます。

【施策の方向性】（２）あらゆる暴力の根絶

【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】（DV対策基本計画）

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）やデートDV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等は、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、暴力防止と被害回復のための取組を推進し、あらゆる暴力の根絶を図ることは、誰もが充実した生活を送ることができる男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題です。

本市では、平成23年11月に設置した芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市DV相談室）に婦人相談員¹を配置し、DV被害者からの相談を受け、その気持ちに寄り添いながら、必要に応じた情報提供や関係機関との連携により、被害者の支援に取り組んできました。

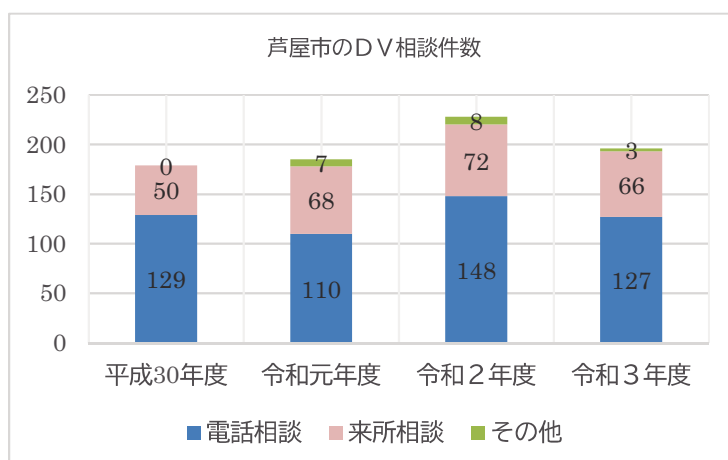
しかしながら、市民意識調査では、「芦屋市DV相談室」を「見たり聞いたりしたことがある」割合が全体の7.3%、配偶者やパートナーから暴力を受けたことがある人の認知度も8.8%となっており、まだまだ認知されていない状況です。

また、庁内関係課や警察署、健康福祉事務所、医師会で構成されるDV被害者支援ネットワーク会議を設置していますが、より充実した支援のため、情報共有や連携を強化する必要があります。

被害者の中には、貧困等生活上の困難を抱えた女性もいます。困難を抱える全ての被害者が誰一人取り残されないよう、それぞれに応じた支援が必要です。

暴力を受けた人が安心して相談できる相談機関の周知徹底を行い、その後の生活を安心して安全に送れるよう、切れ目なく包括的な支援が求められています。

あらゆる暴力の根絶のためには、社会における男女間の格差是正及び意識改革は欠かせず、暴力を容認しない社会環境の整備が重要です。



資料：芦屋市 事務報告書

¹ 令和6年4月からは「困難を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」により「女性相談支援員」となる。

〔主な取組〕

① DV被害者支援

被害を受けた方が、誰にも相談しないで、ひとりで悩みを抱え込み、自分さえ我慢すればよいと考えることにより、被害が潜在化しやすく、深刻化することがあるため、安心して相談でき、情報提供や支援につながるDV相談室を、様々な機会をとらえて周知します。

全ての市職員に対してはもちろん、学校や保育、医療、消防、警察等、被害を発見しやすい関係者に向けた周知・啓発により、被害者の早期発見に努めます。

被害者からの相談には、その気持ちに寄り添いながら、必要に応じて、安心して安全に暮らすための情報提供を行います。そして、芦屋警察等の関係機関と連携し、緊急時における安全確保や自立に向けた切れ目のない支援を行うとともに、相談・支援を通じて得た被害者に係る情報管理を徹底します。

様々な困難を抱えた被害女性に対しては、専門の相談窓口等の情報提供のほか、生活の安定や就労、心身の回復に向けての支援等、状況に応じた多面的な支援を進めます。

また、被害者支援の連携を強化するため、DV被害者支援ネットワーク会議・専門部会を開催するほか、相談を充実させるため、婦人相談員等の支援者は県主催の研修に参加するなどにより資質の向上に努めます。そして、支援者や周囲の無理解、心ない言動による被害者への二次的な被害を防ぐための啓発に取り組みます。

② DVと性暴力防止のための取組 **重点取組**

被害者の多くは女性であり、あらゆる暴力の根絶を図ることが男女共同参画社会の実現においては不可欠であるため、国が定めた毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、社会における男女間の格差是正や意識改革に向けた、男女共同参画に関する意識の浸透を図れるよう取組を行います。

被害を受けた方のほか、その家族や友人、被害を発見した方、また市職員に対して、暴力の種類やDV・加害者の特性、二次被害の防止についての啓発を行うとともに、DVの相談先を周知します。また、被害者の多くは女性ですが、男性の被害者もいることから、被害を受けた方はどなたでも相談できるということが分かるような周知に努めます。

また、中学校を中心に、DVやデートDV防止について、加害者にも被害者にも傍観者にもならない意識づくりのための授業の実施等による啓発を行います。

生命の尊さを学び、生命を大切にする教育や、若年層をターゲットにした性犯罪・性暴力防止についても、子どもの発達段階に応じた啓発・情報提供に取り組みます。

基本目標 3. 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

【第3次芦屋市女性活躍推進計画】

【施策の方向性】(1) 女性へのエンパワメント推進

人生 100 年時代を迎え、日本の女性の半数以上は 90 歳まで生きるといわれています。離婚件数は結婚件数の 3 分の 1 であり、女性が長い人生を経済的困窮に陥ることなく生活できる力をつけることは、喫緊の課題となっています。²

女性の人生と家族の姿の多様化による未婚・単身世帯の増加と、労働力人口の減少・少子高齢化により、人口の 51.3%³を占める女性の活躍がますます求められています。

また、政策・方針決定過程に男女がともに参画することは、持続可能な社会、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

本市では、女性活躍推進法に基づく「第 2 次芦屋市女性活躍推進計画」により、芦屋リジューム事業や女性のためのステップ相談（女性活躍相談）、起業・就労のための講座等、様々な女性活躍推進の取組を進めてきました。

市民意識調査では、女性が職業をもつことについて、「結婚や出産、子育てにかかわらず、職業を持ち続けるのがよい」（49.1%）が、前回（平成 28 年）調査（35.4%）と比べて 13.7 ポイント高くなっていますが、令和元年実施の内閣府調査（61.0%）と比べると 11.9 ポイント低くなっています。

また、市附属機関等に占める女性委員の割合 35.4%⁴となっており、前述の第 2 次計画の数値目標である 40%以上を達成できていません。

さらに、市職員の女性管理職の割合 35.2%⁴は、兵庫県市町平均 18.8%に比べると、高い割合となっていますが、市職員の男女の割合 48.7%から見ると、低いと言わざるを得ません。令和 3 年実施の「男女共同参画に関する職員意識調査」では、役職への昇任意向について、役職の職位が高くなるほど「希望しない⁵」と答える割合が高くなっており、課長級につくことについて（課長補佐級以下の職員のみが回答）は、性別では男性の「希望する⁶」が 29.8%で、女性 12.6%より 17.2 ポイント高くなっています。昇任を望まない理由は、「責任が重くなるから」（49.9%）が最も多く、次いで「休日や時間外は仕事以外のことに時間を使いたい」（41.1%）、「他のライフワークを優先したい」（38.8%）の順となっています。

市職員を含めた社会全体への啓発と、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援とともに女性活躍推進の更なる取組の強化が必要です。

就労や起業だけでなく、その前段階で悩みを抱え、今よりも一歩踏み出したいと考えたり、活躍を願う女性がその能力を発揮できるよう、女性が望む支援を行います。

² 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022 より

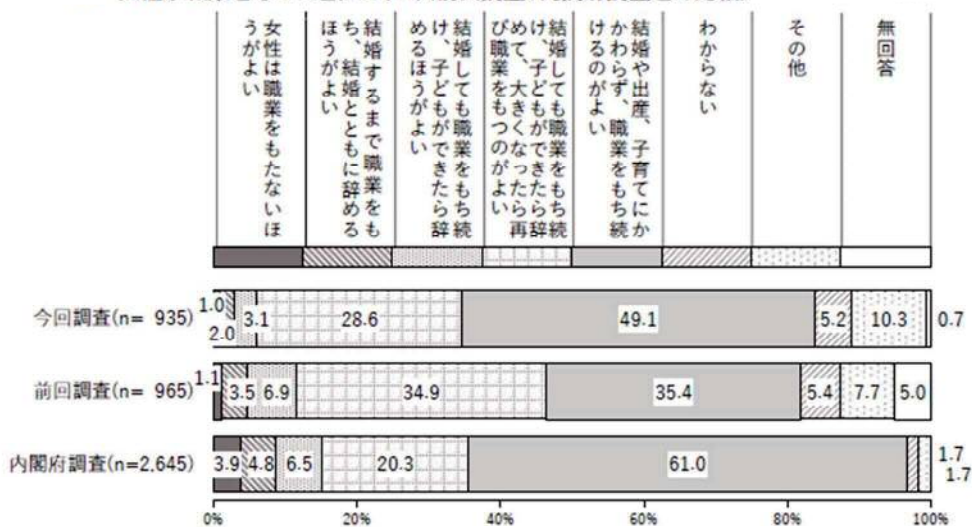
³ 総務省「人口推計」（2019(令和元)年 10 月 1 日現在）

⁴ 兵庫県男女共同参画施策の推進状況調査：令和 3 年 4 月 1 日現在

⁵ 「望まない」と「どちらかという望まない」を合わせたもの

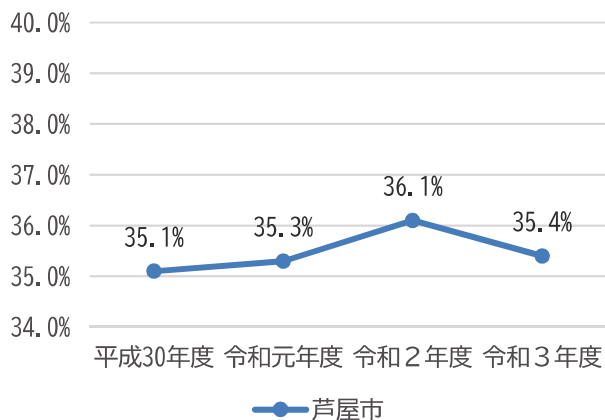
⁶ 「望む」と「どちらかという望む」を合わせたもの

女性が職業をもつことについて(前回調査、内閣府調査との比較)



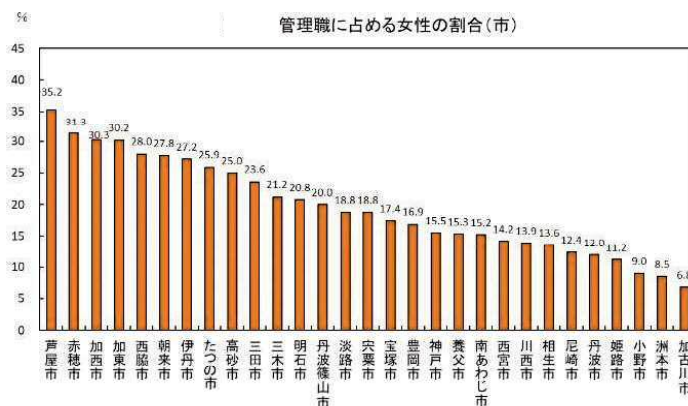
資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年

附属機関等における女性委員の割合



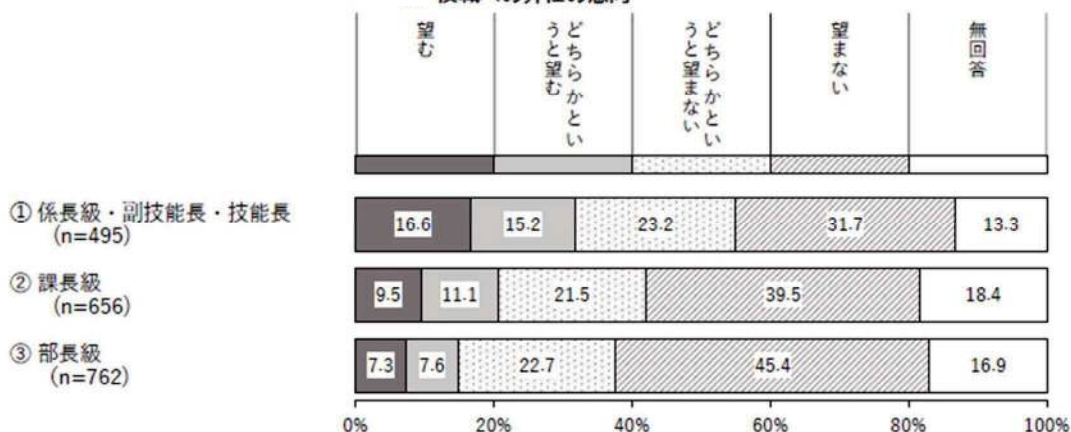
資料：兵庫県男女共同参画施策の推進状況調査

管理職に占める女性の割合(市)



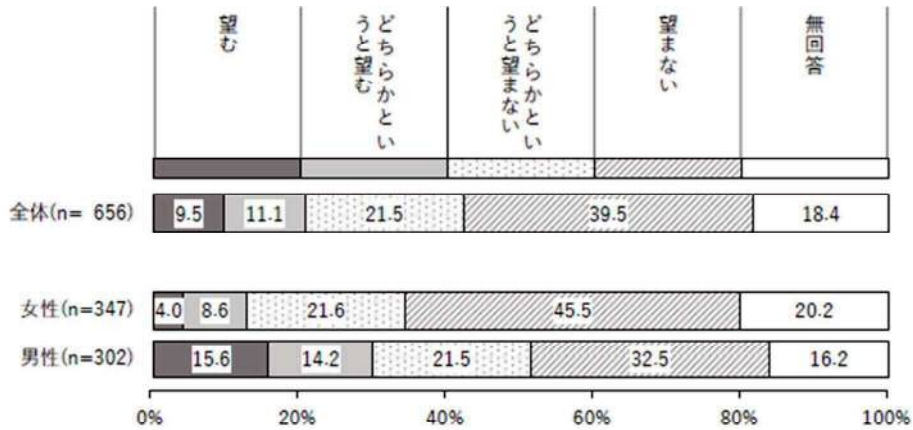
資料：兵庫県男女共同参画施策の推進状況調査 令和3年4月1日現在

役職への昇任の意向



資料：芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査 2021(令和3)年

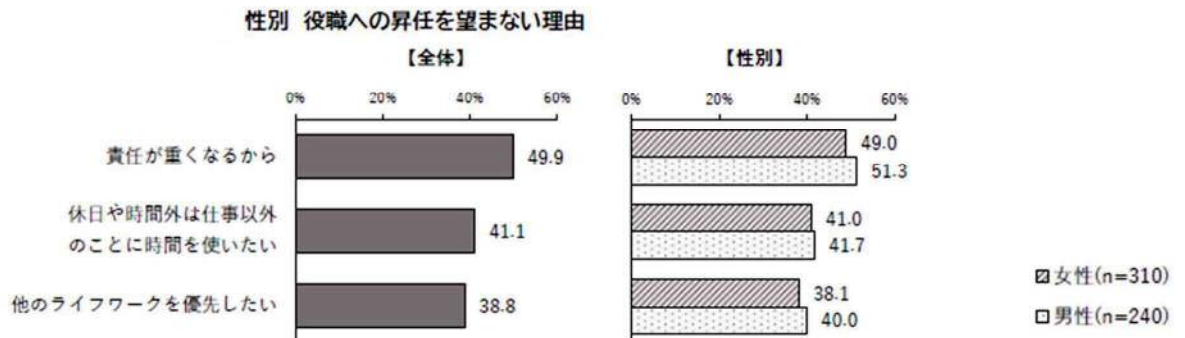
性別 役職への昇任意向 — 課長級



資料：芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査 2021(令和3)年

※性別について「答えたくない」「女性・男性に当てはまらない」、及び無回答があるため、全体の数と男女の合計は一致しません。

(以下の図についても同様)



資料：芦屋市 男女共同参画に関する職員意識調査 2021(令和3)年

〔主な取組〕

① 女性が望む活躍への支援

起業や就労だけでなく、その前段階で一步を踏み出したいと悩みを抱えている女性が、生き方や働き方を考えることにより就労や起業等へつながり、自身が望む活躍が叶うよう、平成29年度から始めた芦屋リジューム事業によって、女性を応援するためのプログラムを実施します。

また、起業や就労につながるスキルアップ講座や再就労支援に関する講座等を開催すると同時に、就業・起業・地域活動等で悩みを抱える女性に適切な情報提供や助言等を行うため、常設の「女性のためのステップ相談（女性活躍相談）」事業を引き続き実施し、必要に応じて関係機関と連携して支援します。

さらに、女性活躍推進に関する事業について幅広い意見を取り入れるため、「女性活躍推進会議」を開催し、事業内容によっては、推進会議の委員やその所属団体・事業者等と連携しながら講座等を企画・実施します。

② 性別役割の偏り解消のための取組

附属機関や地域・市民団体等、あらゆる分野の方針や意思決定の場面で、性別役割の偏り解消のための啓発や情報提供を行います。また、多様な視点・価値観を市の政策や方針に取り入れるために、市の課長級以上の管理職に占める女性職員の割合増加に向け、女性職員の

キャリア形成支援や意識・資質向上研修等を実施し、参加を促進します。

事業所に向けては、男性の育児休業取得や女性活躍推進の必要性、一般事業主行動計画、「えるぼし認定」⁷や「プラチナえるぼし認定」等について、周知します。

【施策の方向性】(2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

性別に関わりなく働きたい人が、仕事と子育て・介護・地域活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職場での能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その個性と能力を十分に発揮できることが重要です。

結婚や妊娠、出産等のライフイベントによって、女性が就労や地域活動等を諦めることなく活躍し続けるには、テレワークや時差勤務等の多様な働き方を促進することや、「夫が外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方（固定的性別役割分担意識）にとらわれないことが必要です。

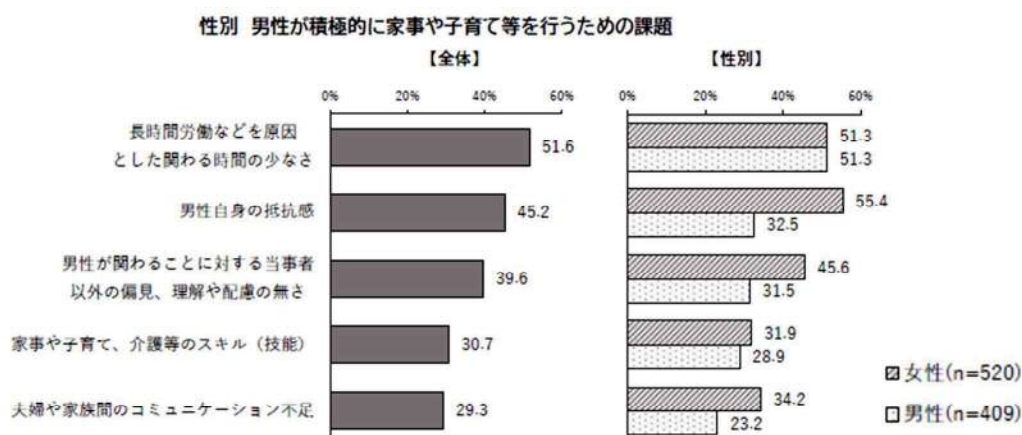
ワーク・ライフ・バランスの促進は、女性の活躍を推進するだけでなく、男性の家事・育児・地域活動等への参画を可能にします。仕事に追われがちな男性にとって、職場以外に活躍の場を作ることは、人生の選択肢を広げることにもつながります。

また、誰もが暮らしやすく働きやすい社会をつくるためには、子育てや介護等を地域や社会全体で支える意識や仕組み・環境づくりが必要です。

令和3年実施の市民意識調査では、男性が積極的に家事・子育て等を行うための課題は、「長時間労働などを原因とした関わる時間の少なさ」(51.6%)が最も高く、次いで「男性自身の抵抗感」(45.2%)、「男性が関わることに對する当事者以外の偏見、理解や配慮の無さ」(39.6%)の順となっていて、「家事や子育て、介護等のスキル(技能)」(30.7%)が続いています。

また、女性が出産や介護等による離職をしないで職場で活躍するための課題では、「育児や介護の両立支援制度不足」(64.9%)が最も高く、次いで「長時間労働や、勤務時間に柔軟性がないこと」(56.0%)、「上司や同僚の理解不足」と「男性の家事・育児等参加への理解、意識改革」(各52.2%)の順となっています。

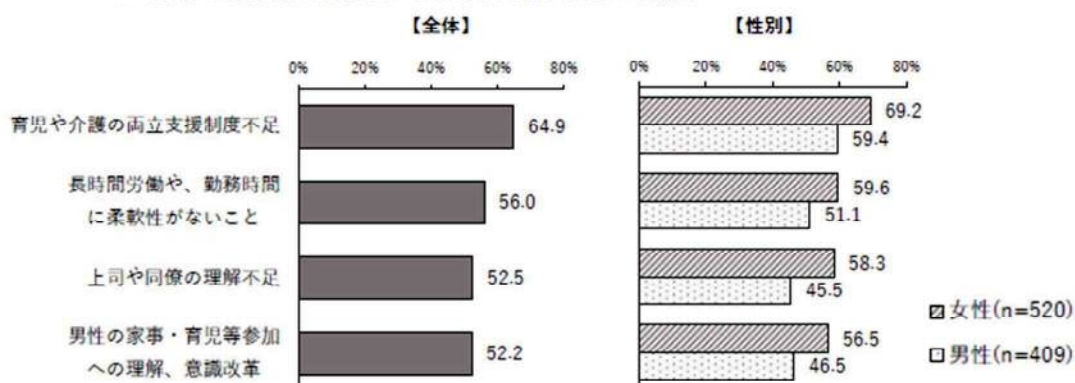
性別に関わらず、働き続けることを希望する人が、子育てや介護等をしながらでも就労継続を諦めない環境づくりや意識啓発、情報提供を行います。



資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年

⁷ 「女性活躍推進法」に基づき、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度で、えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けられることができる。

性別 女性が離職をしないで職場で活躍するための課題



資料：芦屋市 男女共同参画に関する市民意識調査 2021(令和3)年

〔主な取組〕

① 子育て・介護等の支援

子育てアプリの活用や乳幼児健診等の機会をとらえ、子育て支援やワーク・ライフ・バランス実現に向けた情報提供、啓発を行います。また、待機児童の解消に向けた取組や病児病後児保育の実施等、多様な保育サービスの充実を図ります。

さらに、家族で参加しやすい土日開催の男女共同参画や子育て支援事業のほか、子育て相談、育児相談を引き続き実施します。

誰もが直面しうる課題である介護は、医療・予防・生活支援サービス等が連携した包括的な支援や地域密着型サービスにより、地域全体で支える仕組みを推進し、在宅・施設福祉サービスを実施します。

また、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、夫婦やパートナーと一緒に参加できる講座を開催するなど、情報提供を行います。

② 男性の家庭生活での活躍推進 重点取組

男性の家事・育児等、家庭生活への積極的な参画を促し、男性自身の人生の選択肢を増やすためにも、男性向けの料理教室や育児講座を開催し、男性の家庭生活での活躍を推進します。また、「産後パパ育休」の創設等を内容とする改正育児・介護休業法の施行等の周知に努めるとともに、いわゆる「取るだけ育休」とならないよう、啓発します。

③ 働き方改革の推進

職場での更なる男女共同参画の推進に向け、事業所等に対して模範となるよう、率先して市が職員の意識改革に取り組むとともに、第2次芦屋市特定事業主行動計画(後期行動計画)に基づき、働き方改革を推進します。特に、男性職員の育児に関する休暇取得の更なる推進を目指すとともに、取得しやすい職場環境づくりや、意識の醸成を図ります。その上で、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、男女共同参画の推進の妨げとなるようなハラスメントが起きないように、職員研修を行うと同時に、内部相談窓口のほか、弁護士による外部相談窓口の周知を図ります。

様々な年代の市民や事業者等に対しては、多様な媒体を活用し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や情報提供を行ったり、商工会等の関係機関と連携しながら、多様な働き方を提案・促進します。

数値目標

次の数値目標を設定し、達成に向けて取組を実施します。なお、灰色の欄は本計画期間における重点取組項目とします。

基本 目標 No.	施策の方向性	主な取組	項 目	現 状	目 標
				(令和3年度)	(令和9年度)
1	(1) 家庭・地域へ向け ての取組	①男女共同参画センターを 中心とした取組	講座参加人数	426人	500人
		②防災・減災への取組	啓発実施回数	—	年3回以上
	(2) 市職員への啓発 や学校園等での 学習	①市職員の意識醸成	研修参加人数	88人	130人
		②多様な選択を可能とする 学校園等での学習機会の 提供	啓発実施回数	年1回	年3回以上
2	(1) 生涯を通じた心 身の健康づくり の促進	①年齢に応じた性教育の 充実	啓発実施回数	—	年3回以上
		②ライフステージに応じた 健康づくり	啓発実施回数	年2回	年3回以上
		③悩み相談事業	女性相談認知度	9.1% (市民意識調査)	30%以上 (市民意識調査)
	(2) あらゆる暴力の 根絶	①DV被害者支援	DV相談室の認 知度	7.3% (市民意識調査)	30%以上 (市民意識調査)
		②DVと性暴力防止のため の取組	予防啓発・講座・ 研修実施回数	市職員 2回 市民・若年層 1回	年3回以上 年2回以上
		(1) 女性へのエンパ ワメント推進	①女性が望む活躍への支援	女性のためのス テップ相談件数	25人
②性別役割の偏り解消の ための取組	市附属機関等に おける女性委員 の割合		35.4%	40%以上 60%以下	
	市課長級以上の 管理職に占める 女性職員の割合		課長級以上 33.3% 部長級以上 9.1%	40%以上 15%以上	
(2) ワーク・ライフ・ バランス実現の ための支援	①子育て・介護等の支援	待機児童数	160人	0人	
	②男性の家庭生活での 活躍推進	男性向けの啓発 実施回数	—	12回	
	③働き方改革の推進	市男性職員の育 児に関する休暇 取得率	出産補助休暇 71.4% 育児参加休暇 38.1% 育児休業 18.2%	80%以上 50%以上 30%以上	

主な取組とその所管課

主な取組を実施する所管課は下記のとおりです。計画期間中は、事業の実施状況を毎年進行管理調書の作成により進行管理し、全庁的に施策の推進を図ります。

基本目標 No.	施策の方向性	主な取組	主な所管課
1	(1) 家庭・地域へ向けての取組	①男女共同参画センターを中心とした取組	人権・男女共生課
		②防災・減災への取組	防災安全課／人権・男女共生課
	(2) 市職員への啓発や学校園等での学習	①市職員の意識醸成	人事課／教職員課／打出教育文化センター／人権・男女共生課
		②多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供	学校教育課／人権・男女共生課
2	(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進	①年齢に応じた性教育の充実	学校教育課／人権・男女共生課
		②ライフステージに応じた健康づくり	健康課／人権・男女共生課
		③悩み相談事業	市民参画・協働推進室／地域福祉課／子ども家庭総合支援課／人権・男女共生課
	(2) あらゆる暴力の根絶	①DV被害者支援	市民参画・協働推進室／市民課／保険課／地域福祉課／生活援護課／障がい福祉課／高齢介護課／子育て政策課／子ども家庭総合支援課／健康課／建設総務課／管理課／学校教育課／市立芦屋病院地域連携室／人権・男女共生課
		②DVと性暴力防止のための取組	学校教育課／人権・男女共生課
3	(1) 女性へのエンパワメント推進	①女性が望む活躍への支援	地域経済振興課／人権・男女共生課
		②性別役割の偏り解消のための取組	人事課／教職員課／人権・男女共生課
	(2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援	①子育て・介護等の支援	高齢介護課／子育て政策課／ほいく課／子ども家庭総合支援課／健康課／青少年育成課／人権・男女共生課
		②男性の家庭生活での活躍推進	人権・男女共生課
		③働き方改革の推進	マネジメント推進課／コンプライアンス推進室／人事課／地域経済振興課／人権・男女共生課